

山武市シティプロモーション公式ツイッター運用方針

(2021年4月1日改訂)

(趣旨)

- 1 この運用方針は、山武市の市政情報とまちの魅力を発信するため、山武市が広報媒体の一つとして利用する山武市シティプロモーション公式ツイッター（以下「公式ツイッター」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものです。

(用語の定義)

- 2 この運用方針における用語の意義は、次に定めるところによります。
 - (1) ツイッター 米国 twitter 社が運営する、140文字以内のメッセージを投稿することにより不特定多数のユーザーと情報交流を図るためのインターネット上のサービスのこと。
 - (2) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名のこと。
 - (3) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事のこと。
 - (4) リプライ 他のユーザーのツイートに返信すること。
 - (5) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿すること。
 - (6) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように登録すること。
 - (7) ダイレクトメッセージ 相互にフォローをしているユーザー同士で送受信可能な非公開メッセージのこと。

(アカウント管理等)

- 3 公式ツイッターの適切かつ円滑な運用を図るため、山武市総合政策部秘書広報課長を公式ツイッター運用管理者（以下「運用管理者」という。）とし、次の各号に掲げる事項を管理します。
 - (1) 運用管理者は、次に掲げる業務を行います。
 - ア 公式ツイッターのアカウント管理に関すること。
 - イ 公式ツイッター全体の構成及び調整に関すること。
 - ウ 公式ツイッター上でツイートする内容に関する指導・助言に関すること。
 - エ 公式ツイッターに関する全庁的な調整に関すること。
 - オ 不適切なツイートの削除に関すること。
 - カ なりすまし対策に関すること。
 - キ その他、公式ツイッターの運用に関すること。
 - (2) アカウント名は、@pr_sammu とします。
 - (3) アカウントURLは、http://twitter.com/pr_sammu とします。
 - (4) 発信内容は、次のとおりとします。

ア イベント情報

イ シティプロモーションを目的とした情報

ウ その他市政に関する情報等

(5) フォローは、原則として行いません。ただし、公式アカウントの確認がとれる国または地方公共団体等の運用するアカウント（以下「公共機関等公式アカウント」という。）については、この限りではありません。

(6) リプライは、原則として行いません。

(7) リツイートは、原則として行いません。ただし、公共機関等公式アカウントや、市とイベントなどを共催する団体及び個人のアカウントのツイートはリツイートできるものとします。

(8) ダイレクトメッセージは、原則として行いません。

(ホームページへの表示)

4 公式ツイッターのハイパーリンクを市の公式ホームページ上に掲載し、なりすましでないことを証明します。

5 この運用方針を市の公式ホームページ上に掲載し、公式ツイッターのプロフィール欄にリンクを貼ります。

(遵守事項)

6 利用者は次に掲げる行為をしてはならないものとします。山武市は利用者による投稿内容が遵守事項を守られていないと判断した場合は、利用者に事前に通知することなく、投稿の削除その他の必要な措置をとることができるものとします。

(1) 公序良俗、法律・法令等に違反し、又は違反するおそれのある行為

(2) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれのある行為

(3) 成りすまし、虚偽や事実と異なる情報、正否の確認できない嘘や迷信に類するもので利用者を惑わせ、または不安を与える情報等を掲載する行為

(4) 勧誘、宣伝、営業活動その他営利を目的とした行為

(5) 宗教団体による布教活動を目的とする行為

(6) 知的財産権（著作権、商標権等）、肖像権等を侵害するおそれのある行為、又は侵害する行為

(7) 個人のプライバシーを侵害する行為

(8) 有害なプログラム等の送信により通信機器の機能や他の利用者のアクセスを妨害する行為、又は情報を引き出す行為

(9) 山武市、その他の利用者や第三者を誹謗中傷する行為

(10) 山武市、その他の利用者や第三者に不利益を与える行為

(11) 上記の他、山武市が不相当と判断した行為

(知的財産権の所属)

- 7 掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権は、山武市又は正当な権利を有する者に帰属します。なお、公式ツイッターの掲載記事に対するリツイート等の機能については、無断転載を禁ずる等の注記があるものを除き、自由に使用できるものとします。

(免責事項)

- 8 利用者が公式ツイッターの情報を用いて行う一切の行為については、山武市は責任を負わないものとします。なお、発信に際しては細心の注意を払って行いますが、掲載された情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではありません。
- 9 公式ツイッターに関連して生じた利用者間のトラブル又はその被った損害について、また、公式ツイッターに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル又はその被った損害については、山武市は一切の責任を負わないものとします。
- 10 コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは山武市に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、山武市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。

(その他)

- 11 山武市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、又は公式ツイッターを中止する場合があります。

附 則

この運用方針は、令和2年4月1日から施行します。

附 則（令和3年4月1日一部改正）

この運用方針は、令和3年4月1日から施行します。